



島根県報

平成18年 5月19日 (金)

第 1,778 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則 (管 財 課) 2

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 3

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 3

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障 害 者 福 祉 課) 3

県民との協働による島根づくり事業補助金交付要綱 (環 境 生 活 総 務 課) 4

土地改良区の役員の就任 (農 村 整 備 課) 12

県営土地改良事業計画の変更(5件) (") 12

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 14

道路の供用開始 (") 14

公 告

基本測量の実施 (用 地 対 策 課) 14

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 15

特定調達公告

島根県立中央病院における医療薬品類の購入に係る一般競争入札の落札者等 (医 療 対 策 課) 15

島根県立中央病院における設備運転管理業務の委託に係る一般競争入札の落札者等 (") 16

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務一式に係る随意契約の相手方等 (") 17

島根県立中央病院統合情報システム運用支援サービス業務一式に係る随意契約の相手方等 (") 17

人委規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 18

公安規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 18

雑 報

火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施 (消 防 防 災 課) 18

環境影響評価準備書の縦覧 (環 境 政 策 課) 20

環境影響評価準備書説明会の開催 (") 20

公布された条例等のあらまし

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則（規則第61号）

1 規則の概要

土木部長は、国土交通省が所管する国有財産の取得事務を用地対策課長に分掌させるものとする規定を削除することとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第61号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
莊原中央薬局	簸川郡斐川町莊原町2192番3	平成18年4月1日
ますだ眼科クリニック	出雲市塩冶神前4-6-4	平成18年4月18日
八束歯科クリニック	松江市八束町波入1523-3	平成18年4月1日

島根県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
宍道介護センター訪問看護ステーション	松江市宍道町上来待213番地 1	平成18年 3月31日
森脇歯科医院	松江市上乃木 1 - 2 - 39	平成17年12月31日
八束歯科クリニック	松江市八束町波入2042	平成18年 3月31日

島根県告示第591号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年 5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	短期入所生活介護	匹見指定短期入所生活介護事業所	益田市匹見町匹見イ1208番地	平成18年 4月 1日

島根県告示第592号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	訪問介護	匹見指定訪問介護事業所	益田市匹見町匹見イ1208番地	平成18年 4月 1日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	通所介護	匹見指定通所介護事業所	益田市匹見町澄川イ277 - 1	平成18年 4月 1日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	通所介護	中村デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町中村1557番地 1	平成18年 4月 1日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	通所介護	中条デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町原田390番地 3	平成18年 4月 1日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 知夫村社会福祉協議会	通所介護	招福苑デイサービスセンター	隠岐郡知夫村664番地	平成18年 4月 1日
	介護予防通所介護			

島根県告示第593号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉

法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成18年5月19日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
衣笠 章一	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成18年3月31日
関 寿大	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1 - 2	平成18年3月31日
中村 健次	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1 - 2	平成18年3月31日
深田 悟	整形外科	総合病院松江生協病院	松江市西津田8丁目8 - 8	平成18年3月31日
矢野 彰三	内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成18年4月28日
石部 達也	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1 - 2	平成18年4月28日
仙田 直之	耳鼻咽喉科	総合病院松江生協病院	松江市西津田8丁目8 - 8	平成18年4月28日
高橋 節	外科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市黒川町3748	平成18年4月28日
角川 浩之	循環器科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市黒川町3748	平成18年4月28日

島根県告示第594号

県民との協働による島根づくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成18年5月19日

島根県知事 澄田信義

県民との協働による島根づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する県民との協働による島根づくり事業補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の目的等)

第2条 県は、島根県県民いきいき活動促進条例（平成17年島根県条例第37号）に基づき、特定非営利活動法人、事業者その他の民間の団体（以下「団体」という。）が、県民いきいき活動及び県行政における協働を推進し、もって地域の活性化及び地域の自立に資することを目的として、次条に掲げるものが実施する第4条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象団体は、県内において活動する団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、団体が提案する事業のうち、地域の活性化及び地域の自立に資するもので知事が認めるものとする。

(補助対象経費及び金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費、交付の率及び交付の限度額は、次の表のとおりとする。

交付の対象である経費	交付の率	交付の限度額
補助事業に要する経費のうち、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料（備品のリース料を含む。）、賃金その他知事が認め	交付の対象である経費の10分の10以内	1事業につき2,000,000円以内

るもの		
-----	--	--

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、県民との協働による島根づくり事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

(補助事業の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、規則第9条の規定により知事の承認を受けようとするときは、県民との協働による島根づくり事業補助金変更(中止・廃止)交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(実施状況の報告)

第8条 補助事業者は、知事が指示したときは、補助事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第10条に規定する実績報告書及び添付書類は、県民との協働による島根づくり事業実績報告書(様式第3号)とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに県民との協働による島根づくり事業補助金概算(精算)払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成18年5月19日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地
 申請者団体名
 代表者の職及び氏名 ⑩
 職名及び氏名
 連絡担当者 電話番号
 F A X 番号

年度県民との協働による島根づくり事業補助金交付申請書

補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり 年度県民との協働による島根づくり事業補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金を受けて実施する事業名
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙県民との協働による島根づくり事業計画書のとおり
- 3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
補助事業に要する経費 円
補助金交付申請額 円
- 4 事業計画書 別紙のとおり
- 5 補助事業完了予定期日
年 月 日

(備考) 事業計画書には、事業採択書を添付すること。

別紙

県民との協働による島根づくり事業計画書

団体名	
-----	--

1 事業の目的（事業を実施する理由及び目的並びに事業の実施による成果）

2 事業の概要

申請時における「事業提案企画書」を添付すること。ただし、提案採択後に事業内容に変更が生じた場合は、変更後のものを添付すること。

3 収支予算

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
県 補 助 金		
自 己 資 金		
その他の収入金		
合 計		

(2) 支出

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 根 拠	補助対象経費の額
合 計			

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地

団体名

代表者の職及び氏名

印

年度県民との協働による島根づくり事業変更(中止・廃止)等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの補助事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、補助金等交付規則第9条第1項の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)の理由
- 2 変更内容(中止の期間・廃止の時期)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地

団体名

代表者の職及び氏名

印

年度県民との協働による島根づくり事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの補助事業を完了 (廃止) しましたので、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業結果報告 別紙のとおり

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 補助事業に要した経費及び補助金額

(1) 補助事業に要した経費 円

(2) 補助金額 円

(備考) 支出証拠書類として領収書等により、支出した金額が確認できる書類 (写し) を添付すること。

別紙

県民との協働による島根づくり事業結果報告

団体名	
-----	--

1 事業の成果（事業の目的と比較して得られた成果及び今後期待できる効果）

2 事業の概要

- (1) 事業内容
- (2) 事業対象地域（市町村、地区等）
- (3) 事業のスケジュール
- (4) その他

3 収支決算

(1) 収入 （単位：円）

項 目	金 額	備 考
県 補 助 金		
自 己 資 金		
その他の収入金		
合 計		

(2) 支出 （単位：円）

項 目	金 額	積 算 根 拠	補助対象経費の額
合 計			

様式第 4 号 (第10条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地

団体名

代表者の職及び氏名

印

年度県民との協働による島根づくり事業補助金概算 (精算) 払請求書

月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助金について、概算 (精算) 払を下記のとおり請求します。

記

1	補助金の請求金額	金	円
	内訳 交付決定額		円
	概算払受領済額		円
	今回請求額		円
	残 額		円

2 概算払を必要とする理由 (概算払を請求する場合)

島根県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年5月19日

島根県知事 澄田信義

平田斐伊川以北土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

田中 和雄 出雲市園町1324番地

2 就任年月日

平成18年3月21日

島根県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、悠YOUおおち東（羽須美）地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年5月19日

島根県知事 澄田信義

1 縦覧に供する書類の名称

悠YOUおおち東（羽須美）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

邑南町役場

島根県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、悠YOUおおち東（大和）地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年5月19日

島根県知事 澄田信義

1 縦覧に供する書類の名称

悠YOUおおち東（大和）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

美郷町役場

島根県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、悠YOUおおち東（邑智）地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年 5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

悠YOUおおち東（邑智）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

美郷町役場

島根県告示第599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、悠YOUおおち東地区を受益地域とする暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年 5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

悠YOUおおち東地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

美郷町役場及び邑南町役場

島根県告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、悠YOUおおち東地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年 5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

悠YOUおおち東地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所
邑南町役場

島根県告示第601号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	187号	鹿足郡津和野町左笠字嶽山川平2164番17地先から同2164番20地先まで	前	メートル 31.80～ 96.00	メートル 135.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	31.80～ 96.00	135.00		
"	261号	江津市松川町長良130番3地先から同130番1地先まで	前	8.20～ 12.00	122.00	浜田県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	8.20～ 26.50	122.00		

島根県告示第602号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市松川町長良130番3地先から同130番1地先まで	メートル 122.00	平成18年 5月19日	浜田県土整備事務所	
県 道	斐川出雲大社線	出雲市八島町62番1地先から同町376番1地先まで	396.00	平成18年 5月19日	出雲県土整備事務所	
"	"	出雲市八島町356番1地先から同町464番1地先まで	80.00	平成18年 5月19日		

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次

のとおり通知を受けたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 作業種類
基本測量 (国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)
- 2 作業期間
平成18年 5月31日から平成19年 2月28日まで
- 3 作業地域
浜田市
出雲市
江津市
鹿足郡津和野町

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 5月19日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
出雲市平田町字京塚1892 - 5 外 2 筆
面積 3,666.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松江市西津田 7 丁目11 - 14
株式会社ウェルネス湖北
代表取締役 又賀 航一

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成 7 年島根県規則第 83号) 第 9 条の規定により公示する。

平成18年 5月19日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 物品等の名称及び数量
 - (1) ジェノトロピン5.3mg (5.33mg 1 筒) 1,640筒
 - (2) オムニパーク300シリンジ (64.71% 100ml 5 筒 / 箱) 965箱
 - (3) リュープリン注射用3.75 (3.75mg 1 瓶) 1,245瓶
 - (4) ノルディトロピンノルディフレックス注10mg (10mg 1 キット) 521キット
 - (5) ヒューマトローブ C 6 mg (6 mg 1 筒) 540筒
 - (6) ペグイントロン皮下注100 µg / 0.5ml用 (100 µg 1 瓶) 2,540瓶
 - (7) レベトールカプセル200mg (200mg 140カプセル / 箱) 373箱
 - (8) タキソール注 (100mg 16.7ml 1 瓶) 980瓶
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成18年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) (株)エバルス医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21-1
- (2) (株)エバルス医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21-1
- (3) (株)エバルス医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21-1
- (4) (株)エバルス医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21-1
- (5) (株)エバルス医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21-1
- (6) (株)サンキ出雲支店 島根県出雲市荻杼町601-3
- (7) (株)サンキ出雲支店 島根県出雲市荻杼町601-3
- (8) (株)サンキ出雲支店 島根県出雲市荻杼町601-3

5 落札金額

- (1) 50,800円/筒
- (2) 57,000円/箱
- (3) 47,000円/瓶
- (4) 103,350円/キット
- (5) 59,300円/筒
- (6) 28,400円/瓶
- (7) 103,300円/箱
- (8) 40,270円/瓶

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成18年2月3日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年5月19日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 購入等件名及び数量

島根県立中央病院設備運転管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成18年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

北陽ビル管理株式会社 松江市片原町62番地1

5 落札金額

72,345,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成18年 2月 7日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成18年 5月19日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営企画部企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社島根支店 島根県松江市学園南 2 丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

60,234,048円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成18年 5月19日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営企画部企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 島根県松江市学園南 2 丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

96,915,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月19日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第17号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第81」を「別表第82」に改める。

別表第81の次に次の1表を加える。

別表第82 吉賀町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 室長
教育委員会事務局	教育長 教育次長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月19日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第10号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中力をキとし、オの次に次のように加える。

力 放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章取付けのため使用中の車両

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

雑 報

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88

号) 第73条の規定により告示する。

平成18年 5月19日

社団法人 全国火薬類保安協会会長 中 村 輝 夫

1 試験の種類

甲種火薬類製造保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

丙種火薬類取扱保安責任者試験

2 試験日時

平成18年 8月27日(日)

3 試験科目

丙種火薬類製造保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 信号えん管、信号火せんまたは煙火(原料用火薬および爆薬を含む。)製造工場保安管理技術 信号えん管、信号火せんまたは煙火(原料用火薬および爆薬を含む。)製造方法 火薬類性能試験方法 一般教養科目
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 一般火薬学

4 試験場所

松江市

5 受験願書常置場所及び提出先

- 安来市広瀬町石原331 - 3 能義安来建設業会館内 安来地方火薬類保安協会
- 松江市学園南 1丁目17 - 3 松江市消防本部内 松江地区火薬類保安協会
- 雲南市木次町里方1045 - 8 雲南建設会館内 雲南地区火薬類保安協会
- 仁多郡奥出雲町三成664 - 25 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会
- 出雲市塩冶有原町 6 - 39 (社)島根県採石協会内 出雲簸川地方火薬類保安協会
- 大田市大田町大田イ179 - 3 大田建設会館内 大田市火薬類保安協会
- 邑智郡川本町川本238 - 3 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会
- 浜田市原井町908 - 28 浜田建設会館内 浜田・江津地区火薬類保安協会
- 益田市中吉田町413 - 6 益田建設会館内 益田地方火薬類保安協会
- 鹿足郡津和野町後田イ58 - 1 鹿足建設会館内 鹿足地方火薬類保安協会
- 隠岐郡隠岐の島町西町名田の四, 34 - 1 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会
- 松江市殿町 1 島根県庁 7 F 島根県火薬類保安協会連合会

6 受験願書受付期間

平成18年 6月27日(火) から 7月 6日(木) まで
(郵送による場合は、7月 6日までの消印があるものに限り受け付ける。)

7 受験手数料

12,000円(所定の方法により納付すること。)

8 問い合わせ先

松江市殿町 1 島根県庁 7階 島根県火薬類保安協会連合会 (電話0852 - 22 - 7202)

島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）第13条の規定により環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同条例第15条の規定により次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、市長に対し意見書を提出することができる。

平成18年5月19日

松江市長 松 浦 正 敬

1 事業者の氏名及び住所

(1) 氏名 松江市長 松浦正敬

(2) 住所 松江市末次町86番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 新ごみ処理施設建設事業

(2) 種類 ごみ処理施設（焼却施設）の設置

(3) 規模 1日当たり255トン

3 対象事業が実施されるべき区域

島根県松江市鹿島町上講武

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

島根県松江市

5 縦覧に供する場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所 松江市環境保全部環境施設建設課

松江市鹿島支所地域振興課

(2) 縦覧期間 平成18年5月19日から同年6月19日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日は除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

6 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間 平成18年5月19日から平成18年7月3日まで

(2) 提出先 縦覧場所に同じ

島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）第16条第1項の規定により、環境影響評価準備書に係る説明会を開催するので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年5月19日

松江市長 松 浦 正 敬

1 事業者の氏名及び住所

(1) 氏名 松江市長 松浦正敬

(2) 住所 松江市末次町86番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 新ごみ処理施設建設事業

(2) 種類 ごみ処理施設（焼却施設）の設置

(3) 規模 1日当たり255トン

3 対象事業実施区域

島根県松江市鹿島町上講武

4 関係地域の範囲

島根県松江市

5 説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 平成18年 6月 4日(日) 午前10時から
- (2) 場所 松江市鹿島支所 2階 正庁

